

山口県教育委員会情報セキュリティ基本方針

第1 目的

本基本方針は、県教委が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、県教委が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 校務系情報

学校が保有する情報資産のうち、それら情報を学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用することを想定しており、かつ、当該情報に児童生徒がアクセスすることが想定されていない情報。

(9) 学習系情報

学校が保有する情報資産のうち、それらの情報を学校における教育活動において活用することを想定しており、かつ当該情報に教職員等及び児童生徒がアクセスすることが想定されている情報。

(10) 教職員専用ネットワーク

教職員用端末及び校内に設置した校務系システムを接続するネットワーク。有線接続と無線接続を併用する。当該ネットワークから知事部局が所管する電子県庁システムを利用する。

(11) パソコン教室等用有線ネットワーク

校内に設置した学習系システムを接続するネットワーク。有線接続での利用を前提

とする。

(12) 教職員・児童生徒共用無線ネットワーク

教職員端末及び学習者用端末を接続するネットワーク。無線接続での利用を前提とする。

(13) 校内ネットワーク

個々の学校の教職員専用ネットワーク、パソコン教室等有線ネットワーク及び教職員・児童生徒共用無線ネットワークの総称。

(14) 教育ネットワーク

県教委が整備・提供する、県立学校の校内ネットワーク全体を総称した概念をさす。

(15) 教職員用端末

県教委又は所属する学校から支給された、教職員が利用する端末。

(16) パソコン教室等共用端末

主にパソコン教室等有線ネットワークに接続し、学習系情報にアクセス可能な端末。

(17) 学習者用端末

児童生徒が1人1台利用する端末。県教委が貸与する端末（以下「学習者用端末（県整備）」という。）と個人が所有する端末（以下「学習者用端末（個人所有）」という。）がある。

(18) 学校端末

教職員用端末、パソコン教室等共用端末、学習者用端末（県整備）の総称。

(19) 校務系システム

校務系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステム。

(20) 学習系システム

学習系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステム。

(21) 教育情報システム

校務系システム、学習系システムを合わせた総称。

(22) 電磁的記録媒体

情報資産を扱うサーバ装置（クラウドサービスを除く。）、端末、デジタルカメラ、デジタルビデオ、通信回線装置等に内蔵される電磁的記録媒体と、USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R、磁気テープ等の外部電磁的記録媒体。

(23) 教職員等

県立学校、やまぐち総合支援センター、教育庁課室及び乳幼児の育ちと学び支援センターに所属する教職員、臨時的任用教職員、非常勤講師、会計年度任用職員を指す。

(24) 県立学校等

県立学校及びやまぐち総合教育支援センターを指す。

第3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

第4 適用範囲

1 対象範囲

本ポリシーの対象範囲は、県立学校及びやまぐち総合教育支援センターと、教育庁課室とする。なお、教育庁課室については、教育情報システムの利用・開発・保守・運用等に係る事項を本ポリシーの対象範囲とし、その他の範囲については、総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課の定める山口県情報セキュリティポリシーを適用するものとする。

2 情報資産の範囲

本ポリシーが対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- (1) 教育ネットワーク、教育情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体
- (2) 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む）
- (3) 教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

第5 教職員等の遵守義務

教職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

第6 情報セキュリティ対策

上記第3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

県教委の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する県教委の組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

県教委の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 物理的セキュリティ

情報システム室、通信回線及び教職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) 外部委託

外部委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

(8) クラウドサービスの利用

クラウドサービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し 対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(9) 事業者に対して確認すべきプライバシー保護に関する事項

外部委託又はクラウドサービスの利用に際し、個人情報取扱いに係る事項（利用目的・範囲、目的外利用及び第三者提供の禁止、保持期間、再委託・承継、利用者による訂正・削除の取扱い、並びに安全管理措置）を契約その他の条件により明確化し、その遵守状況を確認する。

(10) 学習者用端末におけるセキュリティ

学習者用端末について、授業運用に適合するネットワーク構成、不適切コンテンツの閲覧防止、マルウェア対策、設定・更新の一元管理及び盗難・紛失時の情報漏えい等の必要な対策を講じ、安定かつ安全に学習で活用できる状態を維持する。

(11) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

第7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

第8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

第9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記第6、第7及び第8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより県教委の教育行政運営に支障を及ぼすおそれがあることから、原則として非公開とする。

第10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定する。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより県教委の教育行政運営に支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする。